



令和元年 11 月 吉日

松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会
会長 上田 直生

●重要事項説明書のモデル書式を
ホームページに掲載しました●

松戸市の全居宅介護支援事業所へのお知らせです。
昨年度の改正にて、「主治の医師および医療機関等との連絡」「利用者自身によるサービスの選択と同意」この二つの項目について、重要事項に記載し説明、同意をいただくことが義務付けられました。

これは運営基準となるため、昨年より現在に至るまで、介護保険課による実地指導が入った事業所で複数の事業所が重要事項にこの二つの項目の記載がない、又は不十分として減算の対象となり介護報酬の返還をするよう指導されています。

今後の実地指導で減算の対象となり介護報酬の返還となる事業所が出ないよう、今一度重要事項を確認していただけますよう宜しくお願いいたします。

モデル書式の中で、赤字となっているところが記載、説明の義務付けられた項目です。青字の部分はターミナル加算をとっている事業所の義務項目です。昨年4月以降の契約が対象となり、それ以前の契約は一部変更のお知らせを利用者にお渡ししてください。

*重要事項を変更した場合市へ届け出が必要です。変更届は松戸市ホームページよりダウンロードしてください。

変更届と重要事項を市に提出してください。

*モデル書式については日本介護支援専門員協議会に掲載されたものです

アドレス ⇒ <http://www.kyorenkyou.jp/>

検索 ⇒ 松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会



【お問い合わせ】
松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会
(事務局：あおばケアプランサービス内)
担当：竹原恵美子
電話：047-705-4926 FAX：047-341-6686
メール：matsudo-kyotaku2018@outlook.jp